

## 第2編 材料編

### 第1章 一般事項

#### 第1節 適用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、**別に定める「土木材料規格」に適合したもの**、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

#### 第2節 工事材料の品質

##### 1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で品質規格証明書等の**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。

##### 2. 中等の品質

約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。

##### 3. 試験を行う工事材料

受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは**設計図書**に定める方法により、試験を実施し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

##### 4. 見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において監督職員の試験もしくは**確認**及び**承諾**を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の**確認**とし見本または品質を証明する資料の**提出**は省略できる。

##### 5. 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度**確認**を受け

なければならない。

## 6. 指定材料の品質

受注者は、表2-1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員**の確認**を受けなければならない。

表2-1-1 指定材料の品質確認一覧

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
その他	レディミクストコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打杭用 レディミクストコンクリート	JIS製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	

## 7. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、表2-1-2に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表 2-1-2 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品目	対応JIS規格(参考)	
I	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	
		高炉セメント	JIS R 5211	
		シリカセメント	JIS R 5212	
		フライアッシュセメント	JIS R 5213	
II	1	構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	
	2	軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3	鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
			配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
			配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
			一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4	鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5	ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6	プレストレスト コンクリート用鋼材	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
			PC鋼棒	JIS G 3109
			ピアノ線材	JIS G 3502
			硬鋼線材	JIS G 3506
	7	鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
			溶接金網	JIS G 3551
			ひし形金網	JIS G 3552
	8	鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
			H形鋼ぐい	JIS A 5526
熱間圧延鋼矢板			JIS A 5528	
鋼管矢板			JIS A 5530	
9	鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
		六角ボルト	JIS B 1180	
		六角ナット	JIS B 1181	
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	
III	瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格	
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208	

区分／細別	品目	対応JIS規格(参考)
IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー (舗装用石炭石粉)	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015